

水害時における一時的な待避の用途での施設の使用に関する覚書

一般財団法人福井県産業会館（以下「甲」という。）、京福バス株式会社（以下「乙」という。）および福井県未来創造部（以下「丙」という。）は、水害時において、乙の路線バス車両が一時的に待避する必要が生じた場合の待避所（以下「待避所」という。）として甲の施設が使用できるよう、その施設の使用に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この覚書は、福井県内での水害発生時において、乙が運行する路線バス車両が被災を避け、もって住民の移動手段を確保することを目的とする。

（対象となる車両および施設）

第2条 甲は、次に掲げる施設を乙の路線バス車両の待避所として、甲の営業に支障を来たさない範囲内で、乙に使用させるものとする。

- （1）住所 福井県福井市下六条町103
- （2）名称 福井県産業会館（別紙の駐車場の範囲とする。）

（使用条件）

第3条 乙は、前条の施設を使用するに当たり、必要な交通誘導等を行い、施設来訪者に支障を来たさないよう適切に行わなければならない。

（原状復帰）

第4条 待避所としての施設の使用に起因して、建物、工作物、舗装等の全部または一部を滅失、損壊した時は、乙の負担において原状に復帰しなければならない。

（待避所の開設および閉鎖）

第5条 待避所の開設および閉鎖は乙が行い、開設および閉鎖を行う際は、直ちにその旨を甲および丙に伝えるものとする。

（使用料）

第6条 水害時における待避所の開設から閉鎖までの期間の施設使用料は、無料とする。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、令和6年4月1日から、甲乙丙いずれかの申出により覚書が破棄されたときまたは甲乙丙の合意のもとに変更が行われたときまでとする。

（甲の責任免除に関する事項）

第8条 甲は待避所で発生した事故、盗難、破損などに加え天災、火災に関して、甲に故意または重大な過失がある場合を除き、乙の損害に対して一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第9条 この覚書に定めのない事項およびこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

上記覚書の証として、本書3通を作成し、甲乙丙押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月27日

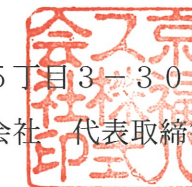
甲 住所 福井市下六条町103

氏名 一般財団法人福井県産業会館 理事長 西澤 弘純



乙 住所 福井市日之出5丁目3-30

氏名 京福バス株式会社 代表取締役社長 岩本 裕夫



丙 住所 福井市大手3丁目17-1

氏名 福井県未来創造部長 藤丸 伸和

